

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、滝川市が発注する工事に係る競争入札に参加しようとする特定共同企業体（以下「企業体」という。）について、必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和8年2月16日

滝川市長 前田 康吉

第1 対象工事

1 工事名

- ① (仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業（建築主体）
- ② (仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業（機械設備）
- ③ (仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業（電気設備）

2 工事種類

- ① 建築一式工事
- ② 管工事
- ③ 電気工事

3 工事場所

滝川市明神町1丁目5番地内

4 工期

令和8年5月～令和11年2月（予定）

第2 企業体の資格要件

1 企業体は、滝川市建設工事等共同企業体運用基準及び滝川市建設工事等共同企業体運用方針に基づき次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 企業体の構成員の数は、2又は3者であること。
- (2) 各構成員の出資比率は、次に掲げるとおりであること。
 - ア 2者の場合 30パーセント以上
 - イ 3者の場合 20パーセント以上
- (3) 企業体の構成員は令和7・8年度滝川市競争入札参加資格において、発注工事に対応する工事種類の資格を有しており、A又はBに格付された者であること。Bに格付されている者の数は、総構成員数の2分の1を上回らないものとする。
- (4) 企業体の構成員には、滝川市内業者及び地場業者が原則として1者以上含むこと。
- (5) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができる。
- (6) 発注工事等を構成する一部の工種等を含む工事等について官公庁からの元請としての実績があり、かつ、発注工事等の規模と同程度の工事等の施工等をした経験を有していること。
- (7) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる

者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第352号）の二に規定する国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を工事現場に専任で配置することができること。

2 企業体は、次の各号のいずれかに該当する者をその構成員としてはならない。

- (1) 政令第167条の4の規定により、競争入札への参加を排除されている者。
- (2) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第12号）第2条第1号、第2号及び第4号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当する者。

3 代表者の資格要件

企業体の代表者は、構成員中出資比率が最大である者とし、かつ、等級の異なる構成員の組合せにあっては上位の等級の者であるものとする。

4 資格の存続期間

- (1) 工事の請負代金等の支払が完了したときまでとする。ただし、工事等の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合にはその期間満了後検査に合格したときまでとする。
- (2) 契約の相手方とならなかった特定共同企業体は、当該工事等に係る請負契約等が締結されたときまでとする。

第3 資格の消滅

競争入札参加資格者の構成員が、次の各号のいずれかに該当したときは、当核競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4に規定する者になったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (3) その他第2の1に定める要件を欠くに至ったとき。

第4 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期

申請の時期は、令和8年2月24日から令和8年3月11日までとする。

2 申請の書類

競争入札参加資格者は、資格審査申請に際して、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特定共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 特定共同企業体協定書（甲）（別記第2号様式）
- (3) 特定共同企業体参加一覧（別記第3号様式）
- (4) 委任状（別記第4号様式）

3 申請の方法

資格審査の申請書類は、直接、総務部財政課に提出しなければならない。